

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例新旧対照表（案）

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 基本計画等（第8条—第11条）</p> <p>第3章 希少野生動植物種の保護に関する規制</p> <p> 第1節 指定希少野生動植物種（第12条）</p> <p> 第2節 個体の取扱いに関する規制（第13条—第18条）</p> <p> 第3節 生息地等の保護に関する規制（第19条—第25条）</p> <p> 第4節 保護増殖事業（<u>第26条</u>）</p> <p>第4章 外来種による生態系等に係る被害の防止（第27条—第38条）</p> <p>第5章 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止（第39条—第43条）</p> <p>第6章 県民等との協働の推進（第44条—第48条）</p> <p>第7章 雑則（第49条—第52条）</p> <p>第8章 罰則（第53条—第57条）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 基本計画等（第8条—第11条）</p> <p>第3章 希少野生動植物種の保護に関する規制</p> <p> 第1節 指定希少野生動植物種（第12条）</p> <p> 第2節 個体の取扱いに関する規制（第13条—第18条）</p> <p> 第3節 生息地等の保護に関する規制（第19条—第25条）</p> <p> 第4節 保護増殖事業（<u>第25条の2—第26条の2</u>）</p> <p>第4章 外来種による生態系等に係る被害の防止（第27条—第38条）</p> <p>第5章 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止（第39条—第43条）</p> <p>第6章 県民等との協働の推進（第44条—第48条）</p> <p>第7章 雑則（第49条—第52条）</p> <p>第8章 罰則（第53条—第57条）</p> <p>付則</p>

前文 省略

第1条から第11条まで 省略

(指定希少野生動植物種)

第12条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種および法第5条第1項に規定する緊急指定種である希少野生動植物種を除く。）のうち特にその保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に係る希少野生動植物種の選定に当たっては、県民等から希少野生動植物種に関する情報の提供を求めるものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨および指定に係る希少野生動植物種を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変

前文 省略

第1条から第11条まで 省略

(指定希少野生動植物種)

第12条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（同条第6項に規定する特定第2種国内希少野生動植物種を除く。）および法第5条第1項に規定する緊急指定種（第7項および第21条の2第1項においてこれらを「国内希少野生動植物種等」という。）である希少野生動植物種を除く。）のうち特にその保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に係る希少野生動植物種の選定に当たっては、県民等から希少野生動植物種に関する情報の提供を求めるものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨および指定に係る希少野生動植物種を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変

化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときまたは指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第13条および第14条 省略

(捕獲等の禁止)

第15条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(捕獲等の許可)

第16条 学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときまたは指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定（前項の指定を継続することが適当でないとき（指定希少野生動植物種が国内希少野生動植物種等となったときに限る。）に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、第3項の規定を除く。）は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第13条および第14条 省略

(指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止)

第15条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可)

第16条 学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2から9まで 省略

第17条から第20条まで 省略

(生息・生育地保護区)

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項の国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。

2から10まで 省略

11 生息・生育地保護区の区域内において次条第1項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(新設)

2から9まで 省略

第17条から第20条まで 省略

(生息・生育地保護区)

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。

2から10まで 省略

11 生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止)

第21条の2 生息・生育地保護区の区域内においては、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種(国内希少野生動植物種等である

(新設)

希少野生動植物種および指定希少野生動植物種を除く。以下「保護対象希少野生動植物種」という。)の生きている個体は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 生計の維持のため特に必要があり、かつ、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として規則で定める場合

(3) 人の生命または身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可)

第21条の3 生息・生育地保護区の区域内においては、学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(新設)

2 第16条第2項から第9項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「第1項」とあるのは「第21条の3第1項」と、「指定希少野生動植物種」とあるのは「保護対象希少野生動植物種」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第21条の3第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する前項」と、同条第7項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する第5項」と、「前項」とあるのは「第

(行為の届出)

第22条 生息・生育地保護区の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 省略

(新設)

2から6まで 省略

(措置命令等)

第23条 (新設)

21条の3第2項において準用する前項」と、同条第8項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する第5項」と、「第6項」とあるのは「第21条の3第2項において準用する第6項」と読み替えるものとする。

(行為の届出)

第22条 生息・生育地保護区の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 省略

(7) 当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

2から6まで 省略

(措置命令等)

第23条 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者が同条第2項において読み替えて準用する第16条第9項の規定に違反し、または第21条の3第2項において読み替えて準用する第16条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養等のための施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(新設)

知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息・生育地保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者または同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告徴収および立入検査等)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則の規定またはこの条例に基づく処分に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

3 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息・生育地保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

4 知事は、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者または同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告徴収および立入検査等)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第21条の3第1項の許可を受けている者に対し保護対象希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について、生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者に対しその行為の実施状況その他必要な事項について、それぞれ報告を求めること

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地に立ち入り、前項に規定する者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 および 4 省略

第25条 省略

(新設)

(新設)

ができる。

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地もしくは保護対象希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、保護対象希少野生動植物種の個体、飼養等のための施設、書類その他の物件もしくは生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 および 4 省略

第25条 省略

(保護増殖指針)

第25条の2 知事は、保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖事業に関する指針（以下「保護増殖指針」という。）を策定するものとする。

2 保護増殖指針は、保護増殖事業の対象とすべき指定希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域および保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施され

(新設)

(新設)

(保護増殖事業)

第26条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業(指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。)を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 生息・生育地保護区の区域内の土地の所有者または占有者は、保護

るために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護増殖指針を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護増殖指針を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項および前項の規定は、保護増殖指針の変更について準用する。

(保護増殖事業)

第26条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 県以外のもは、その行う保護増殖事業について、そのものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、およびその保護増殖事業の事業計画が保護増殖指針に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

3 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

4 第2項の認定を受けた保護増殖事業は、保護増殖指針に即して行われなければならない。

5 第2項の認定を受けた保護増殖事業として実施する行為については、第15条および第22条第1項の規定は、適用しない。

6 生息・生育地保護区の区域内の土地の所有者または占有者は、県の

増殖事業として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(指定外来種)

第27条 省略

2 省略

保護増殖事業および第2項の認定を受けた保護増殖事業として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

7 知事は、第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものに対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第26条の2 前条第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものは、その保護増殖事業を廃止したとき、またはその保護増殖事業を保護増殖指針に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第2項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第2項の認定を受けた保護増殖事業が保護増殖指針に即して行われていないと認めるとき、またはその保護増殖事業を行うものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは同条第7項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(指定外来種)

第27条 省略

2 省略

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による指定および前項の規定による指定の解除について準用する。

第28条から第37条まで 省略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 第12条第3項から第5項までの規定(前項の指定を継続することが適当でないと認めるとき(指定外来種が特定外来生物となったときに限る。))に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、同条第3項の規定を除く。)は、第1項の規定による指定および前項の規定による指定の解除について準用する。

第28条から第37条まで 省略

(県以外のものによる防除)

第37条の2 県以外のもは、その行う指定外来種の個体の防除について、そのものが適正かつ確実に実施することができ、および第34条第2項の計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

2 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

3 第1項の認定を受けた防除は、第34条第2項の計画に即して行われなければならない。

4 第1項の認定を受けた防除として実施する行為については、第28条の規定は、適用しない。

5 知事は、第1項の認定を受けて防除を行うものに対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第38条から第50条まで 省略

(国等に関する特例)

第51条 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務または事業については、第14条、第15条、第20条、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項および第2項、第28条第1項および第3項、第30条ならびに第33条第1項の規定は、適用しない。

2 国等は、第15条第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

第37条の3 前条第1項の認定を受けて防除を行うものは、その防除を中止したとき、またはその防除を第34条第2項の計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第1項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第1項の認定を受けた防除が第34条第2項の計画に即して行われていないと認めるとき、またはその防除を行うものがその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは前条第5項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第38条から第50条まで 省略

(国等に関する特例)

第51条 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務または事業については、第14条、第15条、第20条、第21条の2、第22条第1項、第23条第3項、第24条第1項および第2項、第28条第1項および第3項、第30条ならびに第33条第1項の規定は、適用しない。

2 国等は、第15条第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、または第21条の2第3号に掲げる場合以外の場合に保護対象希少野生動植物種の生き

3 省略

第52条 省略

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条の規定に違反した者
- (2) 第17条第1項または第23条第2項の規定による命令に違反した者
- (3)および(4) 省略

第54条 第16条第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第55条 省略

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処す

ている個体の捕獲等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 省略

第52条 省略

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条または第21条の2の規定に違反した者
- (2) 第17条第1項または第23条第1項もしくは第4項の規定による命令に違反した者
- (3)および(4) 省略

第54条 第16条第4項(第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第55条 省略

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処す

る。

(1) 第16条第8項の規定に違反して許可証または従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2)から(5)まで 省略

第57条 省略

付則 省略

る。

(1) 第16条第8項（第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して許可証または従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2)から(5)まで 省略

第57条 省略

付則 省略